資料１

（仮称）北九州市障害者差別解消条例の制定について

１　検討経過

平成 28 年４月から施行された障害者差別解消法を受け、「障害者差別解消条例」を制定する動きが、福岡県を含めて全国的に広がりつつあり、北九州市においても、昨年８月に障害者団体から条例の制定を求める要望書が提出されている。

こうした中、本市では、条例を制定する意義や必要性等について、障害当事者、事業者、学識経験者、地域福祉関係者などで構成する「北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議（以下、有識者会議という。）」や市議会において、意見を伺いながら検討を重ねてきた。

その結果、市独自の条例を制定することにより、障害者差別解消法を補完し、差別解消に向けた取組みをさらに推進できると判断し、「（仮称）北九州市障害者差別解消条例」を制定することを決定し、今後、具体的な検討に着手するもの。

２　有識者会議での主な意見

○　障害者差別解消法は紛争解決の仕組みなどが不十分であり、条例を制定し、紛争解決に向けた助言等を行う第三者機関の設置や禁止すべき差別の明確化などを規定する必要がある

○　市内の障害当事者や事業者、市民などの意見を反映し、地域の実情に応じた条例の制定が必要である

○　条例の策定過程を通じて、障害者差別の解消に向けた、市の姿勢を示すとともに、市民の関心を高めることにつながる

○　差別の未然防止を図るためにも、条例を制定し、啓発や教育等の推進を盛り込むべきである

３　本市における差別の実態

平成 28 年 10 月に実施した「北九州市障害児・者等実態調査」では、発達障害児・者の約６割、知的障害者及び障害児の約５割の方が、「障害のため差別を受けたり、嫌な思いをした」と回答している。

また、その多くの方が、単なる傾聴だけではなく、解決のための具体的な取り組みを求めている。

４　本市独自の条例を制定する理由

（１）差別の判断基準となる「ものさし」を条例で示すことにより、
　　障害当事者と事業者の双方にとって、差別の未然防止につながる

（２）差別解消には、市民が障害について正しく理解し、主体的に行動することが重要であり、市民参加による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意識の醸成にもつながる

（３）条例により、紛争解決に資する第三者機関の設置や市長による是正勧告等を規定することで、市として、相談から紛争解決まで一貫して対応できる

５　今後のスケジュール（予定）

平成２９年４月	有識者会議（骨子案の策定に向けた意見聴取）	３回程度
平成２９年６月	障害者施策推進協議会への諮問及び審議	３回程度
平成２９年８月	パブリックコメント	
平成２９年９月	障害者施策推進協議会からの答申	
平成３０年４月	条例施行	